移動支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害福祉課

通学・通所支援の利用者負担割合の改正等について(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、<u>令和4年4月1日から、通学・通所支援の利用者負担割合について、5</u>0%の負担率を廃止し、一律10%負担(生活保護、市民税非課税世帯を除く)に変更となりますので、お知らせいたします。

つきましては、<u>4月のサービス提供分から適用</u>となりますので、<u>現在50%負担の御利用者様がいらっし</u> <u>ゃいましたら、適切に御案内ください</u>ますようよろしくお願いします。

なお、対象の利用者様には別途、本日以降、各区・地区から通知する予定であるほか、新しい受給者証(50%⇒10%負担に変更)を送付することとしていることを申し添えます。

また、4月以降のサービスコード表につきましては、4月中に別途、お知らせいたします。

1 通学・通所支援の改正内容について

令和4年3月31日まで	
利用要件	負担割合
(1)保護者の疾病・障害等 やむをえない事情がある場合	10%
(2)保護者の就労等により 付き添えない場合	50%



令和4年4月1日から	
利用要件	負担割合
保護者の疾病・障害・就 労等社会的にやむをえな い事情がある場合	10%

2 通学通所支援の利用者負担について

- (1)通学・通所支援の利用者負担上限月額は 10,000 円です。10,000 円を超える部分については、かながわシステムの請求情報CSV作成シートの自治体助成分⇒助成①に、自治体番号(請求自治体コードと同じ)並びに請求額を入力して公費として請求してください。
- (2) <u>通学・通所支援を2事業所で利用する場合</u>には、契約支給量が多い事業所において上限の管理をお願いします。請求事務の前に、他方の事業者と連絡調整のうえ、利用者様から合わせて 10,000 円を超えた支払いとならないようご注意ください。不明な点は下記にお問合せください。

そのほか、御不明な点は下記にお問合せくださいますよう、よろしくお願いします。

障害福祉担当 関野、グプタ 電話 044-200-2653 Fax 044-200-2927